

重要事項説明書（医療・介護保険共通）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	Nurse Innovation株式会社
代表者氏名	代表取締役 朝倉之基
本社所在地	神奈川県伊勢原市伊勢原1丁目35番17号コンフォート・パレス伊勢原602号
法人設立年月日	令和2年12月10日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

1. 事業所の所在地等

事業所名称	Five Star訪問看護・栄養管理Station
介護保険事業所番号	1363290568
事業所所在地	Five Star訪問看護・栄養管理Station
連絡先	TEL:042-860-7192 FAX:042-860-7632
事業の実施地域	東京都町田市及び神奈川県相模市近隣

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護により利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする
運営の方針	1.訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努める 2.ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努める 3.関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める

事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで 但し、国民の祝日、年末年始を除く
営業時間	午前9時00分から午後17時00分

3. 事業所の職員体制

管理者	朝倉之基（看護師）	事務員	常勤1名
-----	-----------	-----	------

	常勤	非常勤
看護師	7名	2名
その他	理学療法士1名 事務員1名	理学療法士1名・作業療法士1名 言語聴覚士0名・管理栄養士2名

3 提供するサービスの内容及び費用について

1. 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 看護介護行為(利用者に対して) ・バイタルチェック(血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定) ・身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など) ・療養指導(生活上の注意事項・食事指導・服薬指導に関する対策や指導など) ② 医療的処置行為 ・創傷及び褥瘡処置 ・人工肛門・人工膀胱管理ケア ・経鼻や胃瘻チューブ管理ケア、尿道留置カテーテル、自己導尿管理ケア ・在宅人工呼吸器管理ケア、在宅酸素療法管理ケア ・喀痰の吸引・管理、点滴管理、排泄管理ケア(浣腸・摘便) ③ リハビリテーション援助行為 ・拘縮予防 ・認知予防指導(趣味の活用・リハビリテーションなど) ④ 介護者に対して ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介 ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導(介助の工夫・方法など) ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など・介護者の健康相談・助言

2. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1)利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類など貴重品の取り扱い
- (2)利用者の居宅での飲食（感染予防から固くお断りしております）
- (3)利用者又は家族からの金銭、物品、食品の授受
- (4)利用者の同居家族に対するサービス提供
- (5)利用者の療養の世話や診療の補助以外の業務（掃除・洗濯等の家事など）
- (6)身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- (7)その他利用者又は家族等に対する宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

3. 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

国が定める介護給付に基づき介護区分に応じた負担割合が月々にかかる利用料となります。法令の変更などにより料金に変更になる場合がございます。

4. その他の費用について

① 交通費	原則として交通費は無料です。 ただし、利用者の居宅が事務所から6 km以上で自動車による移動の場合、契約時に説明の上、交通費の実費を請求いたします。 自動車などを使用した場合は1キロメートル当たり110円（税込・駐車料金実費別）を請求いたします。
② エンゼルケア	エンゼルケア(死後の処置)をおこなった場合は、実費で22,000円(税込)を請求いたします。
③ 自費サービス	自費(保険給付対象外)のサービスをご希望される場合は、お申し付け下さい。料金は別表をご参照ください。
④ キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合は当日の9:00までにご連絡いただければキャンセル料はかかりません。必ず当事業所までご連絡ください。なお、当日9:00以降のキャンセル、または訪問時不在の場合は5,500円/回での料金を請求いたします。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ. 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに計算後、利用者さま宛にお届けします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア. 毎月の請求時にお渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月末までに、(ア)事業者指定口座への振り込み(イ)ゆうちょ銀行もしくは金融機関の口座からの自動引落いずれかの方法によりお支払い下さい。お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。再発行は致しません）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内に支払いが無い場合には、サービス提供を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。請求に応じていただけない場合は延滞料・回収手数料を請求することがあります。

5 サービスの提供にあたって

1. サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかにお知らせください。
2. 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、必要な援助を行うものとします。
3. 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
4. サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
5. 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
6. 訪問看護員は、常に身分証もしくは写真付の名刺を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも提示します。
7. 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
8. サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
9. サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

6 サービスの終了について

1. 利用者のご都合でサービスを終了する場合、いつでも当事業所までお申し出ください。
2. 当ステーションの都合でサービスを終了する場合や利用者がサービス提供地域外に転居し、サービスの提供継続が困難と見込まれる場合は、事前に通知いたします。
3. 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します。）
 - ・利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合（3ヶ月以上）
 - ・サービスを休止して3ヶ月以上経過した場合
 - ・利用者が亡くなられた場合

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護師 朝倉之基
-------------	----------

2. 苦情解決体制を整備しています。
3. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するためのカンファレンスを実施しています。
4. 介護相談員を受入れます。

5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

7. 緊急時・事故発生時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. サービス提供の記録

(1) 電子媒体を用いてクラウド保存されます

(2) 指定訪問看護の実施月ごとに、サービスの提供日、内容及び利用料等について書面をもって報告いたします。

(3) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

(4) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(5) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

サービス提供に関する相談、苦情についての連絡先

所在地	東京都町田市森野2-1-8	サンコート町田303
電話番号	042-860-7192	
FAX番号	042-860-7632	
受付時間	9:00～17:00（土日祝休み）	
担当者	朝倉之基	

9. その他

(1) 当事業所では、診療中にICT（情報通信技術）を活用しケアを行なっており、テレワーク技術や電子カルテを利用しております。録画や録音、カルテへの記録等をこちらの判断に応じて行わせていただきます。

(2) 診療中に得られた情報は、訪問看護や介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等で使用させていただく場合があります。なお、使用に際しては利用者個人を特定できないよう仮名等を使用します。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます。

(3) 当事業所において、看護学生の臨地実習や学会等の実習受け入れ施設として協力しております。学生の臨地実習は以下の基本的な考えで望むことにしております。看護教育の必要性を御理解いただき御協力お願い致します。なお、同行訪問する際には事前にご連絡いたします。

① 学生が看護援助を行なう場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い利用者又は利用者の家族の同意を得て行います。

② 学生が看護援助を行なう場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。

③ 利用者及び利用者の御家族の方は、学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看

護師に直接尋ねることができます

④利用者および利用者の御家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。学生は臨地実習を通して知り得た利用者および利用者の御家族の方々に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します
(4)他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症など）が明らかになった場合、速やかに当事業所に申告して下さい。場合により、治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

(5)気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業所からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

(6)サービス提供時、犬等のペットの放し飼いは訪問看護業務の妨げになります。また、噛み付く恐れがありますので、安全な場所に繋いで下さい。なお、万が一、噛み付く等の事故が発生した場合、治療費の請求をお願いする場合があります。

(7)サービスで使用する衛生物品等は、基本的に利用者でご用意ください。

(8)サービスの利用時に発生しました医療用廃棄物等のゴミは、当事業所では持ち帰りはいたしません。利用者のご家庭や施設での処分をお願いいたします。

10 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	2025年	月	日
-----------------	-------	---	---

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	事業所所在地	東京都町田市森野2丁目1号8番 サンコート町田303号
	法人名	Nurse Innovation株式会社
	代表者名	代表取締役 朝倉之基
	事業所名	Five Star訪問看護・栄養管理Station
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	